

トラベルルールの対象法域について

- 我が国は、暗号資産・電子決済手段の取引経路を追跡することを可能にするため、暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者（VASP）に対し、**暗号資産・電子決済手段の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務（トラベルルール）**を課している。
- 通知対象の国又は地域（法域）の法制度が整備されていなければ通知の実効性に欠けること等に鑑み、トラベルルールの対象は、**我が国の通知義務に相当する規制が定められている法域に所在する外国業者への移転に限ること**としている。
- 今般、各法域におけるトラベルルールの施行状況（注）を踏まえ、下表の法域を追加するもの。

（注）各国のFATF相互審査結果及びそのフォローアップ報告書、法令・ウェブサイト等を参照し確認したもの

現在の対象法域	計
アメリカ合衆国、アルバニア、イスラエル、カナダ、ケイマン諸島、ジブラルタル、シンガポール、スイス、セルビア、大韓民国、ドイツ、バハマ、バミューダ諸島、フィリピン、ベネズエラ、香港、マレーシア、モーリシャス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク	20法域
今回追加する法域（2024.5.1適用）	計
アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、英国、エストニア、ナイジェリア、バーレーン、ポルトガル	8法域